

別表 1

番号	傍 受 令 状			通信手段の種類	実 施 期 間				逮捕人員数 (人)
	請求 (件)	発付 (件)	罪 名 ( 罰 条 )		(日間)	通話 回数 (回)	第22条第2項		
							第1号 (回)	第3号 (回)	
1	5	5	覚せい剤取締法違反（同法第41条の2第2項，同第1項，刑法第60条） 【営利目的の覚醒剤譲渡】	携帯電話	14	64	5	0	15
					14	231	8	1	
					14	232	23	1	
					13	124	51	0	
					14	157	87	0	
2	5	5	覚せい剤取締法違反（同法第41条の2第2項，同第1項，刑法第60条） 【営利目的の覚醒剤譲渡】	携帯電話	27	1573	243	0	6
					27	325	191	0	
					27	985	322	0	
					27	52	28	0	
					20	9	0	0	
3	5	5	覚せい剤取締法違反（同法第41条の2第2項，同第1項，刑法第60条） 【営利目的の覚醒剤譲渡】	携帯電話	8	18	3	1	15
					16	791	509	37	
					6	150	73	22	
					9	0	0	0	
					17	878	668	36	
4	2	2	覚せい剤取締法違反（同法第41条の2第2項，同第1項） 【営利目的の覚醒剤譲渡】	携帯電話	27	204	165	0	19
					27	335	73	0	
5	2	2	覚せい剤取締法違反（同法第41条第2項，同第1項，刑法第60条） 【営利目的の覚醒剤輸入】	携帯電話	3	56	0	0	0
					2	25	1	0	

番号	傍 受 令 状			通信 手段の 種類	実 施 期 間				逮捕 人員 数 (人)
	請求 (件)	発付 (件)	罪 名 ( 罰 条 )		(日間)	通話 回数 (回)	第22条第2項		
							第1号 (回)	第3号 (回)	
6	3	3	麻薬特例法違反（同法第5条第4号，覚せい剤取締法第41条の2第2項，同第1項，刑法第60条） 【業として行う覚醒剤等の譲渡】	携帯電話	29	750	115	0	15
					29	1657	612	0	
					14	573	140	0	
7	4	4	麻薬特例法違反（同法第5条第4号，第8条第2項，覚せい剤取締法第41条の2第2項，同第1項，刑法第60条） 【業として行う覚醒剤等の譲渡】	携帯電話	27	434	26	0	7
					9	246	22	0	
					17	66	10	0	
8	3	3	麻薬特例法違反（同法第5条第4号，第8条第2項，覚せい剤取締法第41条の2第2項，同第1項，刑法第60条） 【業として行う覚醒剤等の譲渡】	携帯電話	21	988	533	0	12
					9	121	40	0	
					12	101	76	0	
9	7	7	麻薬特例法違反（同法第5条第4号，第8条第2項，覚せい剤取締法第41条の2第2項，同第1項，刑法第60条） 【業として行う覚醒剤等の譲渡】	携帯電話	23	148	34	0	10
					15	484	194	0	
					2	53	16	0	
					25	1257	413	0	
					20	676	168	0	
					5	54	2	0	

番号	傍 受 令 状			通信手段の種類	実 施 期 間				逮捕人員数 (人)
	請求 (件)	発付 (件)	罪 名 ( 罰 条 )		(日間)	通話 回数 (回)	第22条第2項		
							第1号 (回)	第3号 (回)	
10	6	6	組織的犯罪処罰法違反（同法第3条第1項第7号，第4条，刑法第199条，第60条） 【組織的な殺人未遂】	携帯電話	16	93	0	0	2
					16	130	0	0	
					16	252	6	0	
					7	151	9	0	
					7	0	0	0	
					7	85	5	0	

(注1)「携帯電話」はPHSを含む。

(注2)「麻薬特例法」とは「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」をいい、「組織的犯罪処罰法」とは「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」をいう。

別表 2

(平成 26 年)

番号	傍 受 令 状			新たに逮捕した人員数 (人)
	請求 (件)	発付 (件)	罪名 (罰条)	
8	1 (報告済み)	1 (報告済み)	銃砲刀剣類所持等取締法違反(同法第31条の3第2項, 同第1項前段, 第3条第1項, 第31条の8, 第3条の3第1項, 刑法第60条) 【拳銃の加重所持, 拳銃実包の所持】	3
9	2 (報告済み)	2 (報告済み)	麻薬特例法違反(同法第5条第1号, 同第4号, 第8条第2項, 覚せい剤取締法第41条の2第2項, 同第1項, 麻薬及び向精神薬取締法第66条第2項, 同第1項, 刑法第60条) 【業として行う覚醒剤等の譲渡】	7
10	5 (報告済み)	5 (報告済み)	麻薬特例法違反(同法第5条第4号, 第8条第2項, 覚せい剤取締法第41条の2第2項, 同第1項, 刑法第60条) 【業として行う覚醒剤等の譲渡等】	4

- (注1) 「麻薬特例法」とは「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」をいう。
- (注2) 「新たに逮捕した人員数」とは、平成26年中に傍受を実施した事件に関して、平成27年中に新たに逮捕した人員数をいう。
- (注3) 平成14年から平成25年までに傍受を実施した事件に関して、平成27年中に新たに逮捕した者はいなかった。